

企画競争実施の公示

令和8年3月6日

近畿地方整備局大和川河川事務所長
細川 晋

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 R 8 大和川河川事務所広報支援業務
- (2) 業務内容 本業務は、大和川河川事務所の広報活動として、流域治水を自分事として理解・実践できる広報支援及び、大和川河川事務所が管理する大和川、石川、曾我川、佐保川の衛星画像を使用したパンフレット「大和川衛星写真MAP」を作成することを目的とする。
- 1) 計画準備
 - 2) 流域治水イベントの開催支援
 - 3) 大和川衛星写真MAPの作成
 - 4) 報告書作成
- (3) 履行期限 令和8年12月25日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 平成28年度以降(令和7年度完了見込みを含む)に完了した下記に示される同種又は類似業務(再委託による業務委託は含まない)の実績を1件以上有すること。
- 同種業務：直轄河川に伴う広報催事運営を行った業務
 - 類似業務：公共事業に伴う広報催事運営を行った業務
- (5) 配置予定技術者(主たる担当者)が平成28年度以降(令和7年度完了見込みを含む)に完了した下記に示される同種又は類似業務(再委託による業務委託は含まない)の実績を1件以上有すること。
- 同種業務：直轄河川に伴う広報催事運営を行った業務
 - 類似業務：公共事業に伴う広報催事運営を行った業務
- (6) 大和川河川事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号

近畿地方整備局大和川河川事務所 経理課 上席専門職

電話：072-971-1381 E-mail：kk-ekimu-41@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年3月6日から令和8年3月17日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで（電子メールによる、説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付最終日の12時00分まで）。

場所：3. (1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「業務名」を記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年3月17日12時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

また、電子メールの件名に「業務名」を記載し、着信を確認すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務は令和8年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本業務の見積日を変更する場合や取りやめる場合がある。
なお、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分等に相応する契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 細川 晋 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙をく kkr-ekimu-41@gxb.mlit.go.jp >までメールで送付してください。

件 名： _____

会 社 名： _____

担当者氏名： _____

電 話 番 号： _____

メールアドレス： _____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日